

# 秋田県公報

冊 次

編 纂 部  
編輯課の公報(11)

## 監 査 委 員 公 告

報 告 田 秋

監査結果公告第2号  
地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第7項の規定による監査を執行した  
で、同条第9項の規定に基づき、その監査の結果に関する報告を次のとおり公表する。  
平成13年3月14日

秋田県監査委員	加藤 康
秋田県監査委員	山田 靖男
秋田県監査委員	工藤 昇
秋田県監査委員	天野 進

### 第1 監査の概要

#### 1 監査のテーマ 「職員住宅の利用状況について」

#### 2 監査の趣旨 県には、職員の福利厚生を目的とした職員住宅・寮のほか、業務の必要から要 員を確保することを目的とした業務用公舎が多数設置されている。

これらの職員住宅等(以下「公舎」という。)が、効率的に利用され、かつ、  
適正に管理されているかについて監査したものである。

#### 3 監査対象

県が設置している公舎(2847戸)のうち県外に所在する公舎及び警察官の待  
機宿舎を除く公舎

### 4 監査基準日

平成12年5月1日

### 5 監査の着眼点

- (1) 設置目的に沿い有効に利用されているか。
- (2) 管理規程等の整備状況は適正か。
- (3) 防災及び補修等の保全対策は適正か。
- (4) 設置運営に係る事務執行及び入居者の費用負担は適正か。

### 6 監査実施期間

(1) 委員による監査〔現地調査26棟及び公舎管理者〕

平成13年1月23日から26日及び平成13年2月5日

(2) 職員による事前監査〔5課84所15署、508棟〕

平成12年11月14日から平成13年1月11日まで

### 第2 監査結果

#### 1 設置概況

県の公舎については、秋田県公舎管理規則(以下「規則」という。)に基づい  
て出納局長、総務部長、教育長及び警察本部長が公舎管理者として管理するもの  
と、公舎管理者以外の課所長(以下「その他管理者」という。)が単独で管理運  
営しているものがあり、平成12年5月1日(以下「基準日」という。)現在に  
おける監査の対象とした公舎の設置状況は、全県で2056戸となっている。

用途別で見ると、一般世帯用が1578戸、単身者用が477戸(うち単身者用  
203戸)、合宿所が1戸となっている。

構造別で見ると、鉄筋コンクリート造(以下「RC造」という。)1552戸、  
コンクリートブロック造(以下「CB造」という。)168戸、木造336戸となっ  
ており、RC造集合建てが全体の4分の3を占めている。

以下、公舎管理者及びその他管理者(以下「公舎管理者等」という。)別にみ  
ると、次のとおりである。

#### 〔出納局長〕

基準日現在、公舎の総数は957戸で、構造別で見ると、木造、RC造、CB造  
の3種類となっており、木造は1戸建て20戸、CB造及びRC造はいずれも集合  
建てで、RC造816戸、CB造121戸である。

間取り別で見ると、1Kから7LKと多種にわたっており、集合建ての3K、  
3DK、3LDKが最も多くなっている。

#### 〔総務部長〕

基準日現在、各地方部に1棟ずつ、計8棟の独身寮が設けられており、総数は  
203室(1室定員1名)である。

構造別で見ると、いずれもＲＣ造で、２階建て６棟、３階建て１棟、４階建て１棟となっており、１室当たりの居住面積は８１㎡である。

〔教育長〕

基準日現在、公舎の総数は２７３戸で、構造別で見ると、木造がほとんどを占めており、木造１戸建ては２４１戸、集合建ては２棟（いずれもＲＣ造４階建て）３２戸である。

間取り別で見ると、木造１戸建てでは３Ｋ、４Ｋ、５Ｋがあり、集合建ては２ＤＫとなっている。

〔警察本部長〕

基準日現在、公舎の総数は３３０戸で、構造別で見ると、木造１戸建てが４２戸、ＲＣ造（２・３階建て）集合建てが２８８戸である。

間取り別で見ると３ＤＫが９割を占めている。

〔その他管理者〕

基準日現在、公舎の総数は２９３戸で、構造別で見ると、ＲＣ造（３・４階建て）２１３戸、ＣＢ造（平屋・２階建て）が４７戸、木造（平屋・２階建て）が３３戸である。

間取り別で見ると、２ＤＫ、３ＤＫ、３ＬＤＫで９割弱を占めている。

（別表１、別表２、別表３、別表４及び別表５参照）

## ２ 管理運営及び留意改善事項について

### （１）利用状況について

公舎の総数２０５６戸のうち、入居戸数は１６２４戸、入居率は７９．０％である。入居者の入居期間で見ると、５年未満が８１．５％、５年以上１０年未満が１４．３％、１０年以上２０年未満が４．２％となっている。

以下、公舎管理者等別にみると、次のとおりである。

〔出納局長〕

公舎の総数 957 戸のうち、入居戸数は 818 戸、入居率は 85.5 % である。

〔留意改善事項〕

昭和39年から50年にかけて建設されたＣＢ造集合建てについては、26棟121戸のうち、入居戸数は65戸、入居率は53.7％と低くなっている。

これらは、老朽化が顕著で、設備の旧式化（居室の狭小、トイレ及び浴室設備の低水準）も相まって、入居希望者が減少している。

このうち、老朽化の著しいものや利用度の低いものについては、解体等の処分を検討する必要がある。

部長用の１戸建て公舎については、世帯用で部屋数も多いが、現状での入居者は単身者又は２人程度での利用がほとんどである。

したがって、今後、新設・更新する場合は、生活の実態に見合った規模・借上げ方式の採用なども考慮して、十分に検討する必要がある。

〔総務部長〕

独身寮の総数 203 室のうち、入居数は 112 室、入居率は 55.2 % と低くなっている。

なお、雄勝地方部においては、希望者がいないので運営を休止している。

〔留意改善事項〕

入居希望者の減少は、風呂・トイレ等の設備の共用が利用対象者の生活様式に合致しないことが主因であり、加えて、入居者減による共益費の負担増もあって、年々入居率が低下しているので、独身寮の在り方について、抜本的な改善策を講ずる必要がある。

〔教育長〕

公舎の総数 273 戸のうち、入居戸数は 200 戸、入居率は 73.3 % である。

木造のみでは 69.7 % であるが、集合建て ＲＣ造では 100 % となっている。

〔留意改善事項〕

昭和39年から50年代初めに設置された木造１戸建て公舎がほとんどであることから老朽化、設備の旧式化が著しく、年々入居率が低下している。

特にトイレの水洗化が遅れていることが、世帯や若年層の入居を阻害する最大の原因ともなっていることから、今後、抜本的な対策を検討する必要がある。

公舎用地が民間からの借地のため、借地料を支出しながら、老朽化も相まって数年間入居していない公舎が認められるので、解体等により、この状態を速やかに解消する必要がある。

〔警察本部長〕

公舎の総数 330 戸のうち、入居戸数は 283 戸、入居率は 85.8 % である。

なお、集合建て ＲＣ造 288 戸については、年次計画で整備されてきたこともあって、入居戸数は 260 戸、入居率は 90.3 % となっている。

〔その他管理者〕

公舎の総数 293 戸のうち、入居戸数は 211 戸、入居率は 72.0 % である。

〔留意改善事項〕

県立大学事務所の港北新町公舎については、平成11年度に新設されて以来、総数24戸に対する入居戸数は18戸、入居率75.0％であり、6戸については未だに入居していない状況にある。

また、飯島公舎 3 棟中の 1 棟についても、総数 16 戸に対する入居戸数は 11 戸、入居率 68.8 % と低く、同様の状況にある。

これらについては、入居者が教授等の教員に限定されていることから、現在のところ、新たな入居者の見込みもないため、各公舎管理者と協議し、公舎管理者間の融通による相互利用を検討するなどして、早期に改善する必要がある。県立大学短期大学の公舎のうち、独身寮については、職員数が減少し、遊休部分が72.7%に達しているため、速やかに今後の対応を検討する必要がある。

ダム管理事務所の公舎については、当初河川法に基づく河川管理施設として設置されたもので、業務用公舎の性格を有するものであるが、現状では、自宅通勤者の増加により入居者が減少しており、総数30戸に対する入居戸数は21戸、入居率70.0%である。

特に、旭川ダム管理事務所の公舎については、現地調査時点では6戸中4戸が入居していない状況にあるが、老朽化が著しく進行しており、市街地中心部に立地していることや、周辺住民の居住環境への影響を考慮すると、防犯上や環境衛生上問題であるので、早急に解体等の処分を行う必要がある。

入居率が50%以下である水産振興センターほか4公所の公舎については、勤務公所の位置や業務形態の特殊性から設置されたものである。

しかし、その後自家用車の普及、道路状況の改善、業務形態の変化等により、その使命が終了したものがあり、今後、速やかに用途の変更や廃止、解体等の処分を検討する必要がある。

(別表6、別表7及び別表8参照)

(2) 規程等関連については、全ての管理者が、規則に基づいて管理することとなっている。

しかし、管理の実態を精査したところ、規則第2条第3号の規定にもかかわらず、いずれの公舎管理者の所管にも属さず、課所長(その他管理者)により単独管理されている状況が判明した。

また、規則を受けて作成されるべき細則、取扱要綱・要領等の整備も不十分であることが認められた。

以下、公舎管理者等別にみると、次のとおりである。

〔出納局長〕

規則第2条第1号には、入居者の資格として、「非常勤職員及び臨時的任用職員を除く県の職員」と規定されているが、これに該当しない非常勤職員(国際交流員、流動研究員)の入居が認められるので、規定に反する状況を解消する必要がある。

規則第2条第3号には、「公舎管理者」として「出納局長、総務部長、教育

長及び警察本部長」と明示されているが、公舎の中には、これらの所管から脱落しているものがあるので、管理者区分の見直しをする必要がある。

規則第3条第1項には、「公舎を指定公舎及び一般公舎に区分する。」と規定されているが、この区分がなされていないため、幹部用公舎や業務用公舎も含めて、全て「一般公舎」の扱いとなっているので、「指定公舎」と「一般公舎」の区分を明確にする必要がある。(教育長、その他管理者も共通)

秋田を除く各地方部には女性専用公舎がないため、女性の独身者は、各地方部の選考基準により単身者用公舎に入居させているが、地方部によって選考基準が異なっているため、統一する必要がある。

独身寮に入居すべき者が単身者用公舎に入居している事例が認められるが、地方部によって選考基準が異なっているため、統一する必要がある。

規則第10条第3号には、入居者の費用負担に関して、「破損ガラスの取替えその他軽微な修理に要する費用」と規定されているが、「その他軽微な修理」の内容が明確にされていないため、管理課所における取扱いが不統一となっており、居室や設備の劣化の主因となっているので、内容を明確にする必要がある。(総務部長、教育長、その他管理者も共通)

退居者の原状回復義務の内容が明確でないため、汚損等の修復が不十分のまま明渡され保身に支障を来していることから、退居時における原状回復義務の内容を明確にする必要がある。

単身者用公舎の共有スペースの管理において、一部に、清掃等が徹底されていないものが認められるので、良好な居住環境の維持を図っていくためにも、入居者の管理上の義務を明確にする必要がある。

消防法第17条の3の規定する「消防用設備の定期点検」を実施した場合の費用について、設置者が負担しているものと、入居者が負担しているものがあるので、費用負担に関する取扱いを統一する必要がある。

〔教育長〕

規則に基づいて管理を行っているものの、入退居時における事務手続など、規則を受けて作成すべき細則、取扱要綱及び要領等の整備が不十分であるため、管理運営に必要な事項についての取扱いが、各学校長によって異なっている事例が認められるので、統一する必要がある。

公舎の駐車場の取扱いについては自家用車の保管場所の確保等に関する法律施行規則第1条第2項第1号に規定する「自動車の保管場所としての権原を有することを疎明する書面」の発行(以下「保管場所使用承認」という。)が可能であるにもかかわらず、このことが周知徹底されていないため一部に承認していない学校もあるので、取扱いを統一する必要がある。

〔警察本部長〕  
規定に抵触する事例は認められないが、他の公舎管理者と同様規則を受けて作成されるべき細則、取扱要綱・要領等の整備が不十分であるので、整備する必要がある。

〔その他管理者〕

規則第2条第1号には、入居者の資格として、「非常勤職員及び臨時的任用職員を除く県の職員」と規定されているが、県立大学事務局の公舎については、これに該当しない非常勤職員（流動研究員）の入居が認められるので、規定に反する状況を解消する必要がある。

仙北平野土地改良事務所の公舎については、規則の適用を受けずに管理されているが、事業の円滑な運営を図るための職員宿舍として設置され、現に職員の居住の用に供されていることから判断すると、規則に定める公舎に該当するものであり、規則の適用対象とする必要がある。

ダム管理事務所の公舎については、平成5年度に出納局管財課長と主管課である河川課長との間で、未利用公舎の他所属職員への融通に関する覚書を交わしている。

しかし、岩見ダム管理事務所の公舎を除くと、建物の老朽化が著しいこと、他所属職員の利用も見込めない状況にあることから、覚書の内容について見直しを行う必要がある。

(3) 保全管理の状況及び防災体制について

公舎の保全については、定期的に大規模な修繕を実施して良好な居住環境を維持していく必要があるが、いずれの公舎においても、計画的にはほとんど行われていないので、維持補修計画を策定し、保全管理を徹底して行う必要がある。

また、公舎の周辺住民に対する環境衛生上の影響についても十分配慮し、公舎敷地内の清掃、草刈り、害虫防除その他の環境整備を徹底して行う必要がある。防災体制については、警察本部長を除いて、消防法第8条第2項に規定する「防火管理者の設置」及び同法第17条の3の3に規定する「消防用設備の定期点検」が行われていないものが認められるので、速やかに改善する必要がある。

(別表9、別表10参照)

(4) 入居者の費用負担について

入居者のための駐車場については、新設された集合建ての場合は、全て舗装して区画線を引き、入居者毎に指定してあり、今後は、全ての公舎が同様に整備されることとなっている。

国家公務員宿舍の駐車場については、入居者に特定区画を占有させている場合、駐車場使用料を徴収しており、公営住宅において、入居戸数分の整備が完了し

たものについては、同様に使用料を徴収している。

加えて、同じ県の職員であっても、民間賃貸住宅へ入居している場合は駐車料金を支払っているのが通例である。

以上のことから、駐車場が整備された公舎については、駐車場使用料の導入を検討する必要がある。

また、1戸建て公舎や現在駐車場が未整備であるものについても、保管場所使用承認を与えた場合は、特定者に対して特定箇所を占有させているものであり、区画済みの場合と同様に、駐車場使用料の導入を検討する必要がある。

物置を独立して使用させている場合は、占用という観点からみると公舎使用料の積算基礎の対象として含めるべきであると考えられるので、今後、公舎使用料の見直しをする場合は、積算基礎への加算を検討する必要がある。

なお、上記については、公舎管理者等に共通の課題である。

(別表11参照)

(5) その他について

警察本部長は、職員公舎の整備計画を策定し、毎年度継続的に整備しており、今後も引き続き「第8次警察官待機宿舍整備5箇年計画(H13年度～H17年度)」により充実を図ることとしている。

他の公舎管理者等については、現在のところ、計画を策定・検討しているものはない。

第3 まどめ

今回、「職員住宅の利用状況について」をテーマとして監査を行った結果、管理運営についてはおおむね良好と認められた。

しかし、第2の監査結果において述べたとおり、規程等の整備、定期的な維持修繕の実施、入居者の費用負担の明確化などについて、改善を要する事項等も認められたので、これらについては、規則の主管部局である出納局を中心に各公舎管理者が全庁的な視点から検討し、速やかに必要な措置を講じるとともに、利用率の向上のために、公舎管理者間における入居者の融通や、職員に対する入居状況に関する情報の提供なども検討し、適正な管理運営に努められるよう要望するものである。

また、公舎は、主として「職員の福利厚生」の観点から設置され、これまでその役割を果たしてきたものであるが、社会経済情勢の変化に伴って、「福利厚生」の意義も変化していることから、変化に即応した公舎の在り方について常に検討を加えながら、対応されるよう併せて要望するものである。

付属資料(平成12年 5月 1日現在)

別表 1 監査対象箇所

公舎管理者	主 管 課	管理課所(署)	1戸建棟数	集合建棟数	戸 数
出納局長	管 財 課	管財課	8	27	500
		地方部県民室(7) 大館地区総合事務所	12	38	457
小 計		1課8所	20	65	957
総務部長	人 事 課	人事課		1	84
		地方部県民室(7)		7	119
小 計		1課7所		8	203
教 育 長	総 務 課	総務課	26	2	58
		高等学校(47) 養護学校(5) 特殊教育学校(盲、聾)(2)	215		215
		小 計	1課54所	241	2
警察本部長	会 計 課	会計課	11	7	77
		警察署(15)	31	35	253
小 計		1課15署	42	42	330
計		4課69所15署	303	117	1763

その他管理者	1戸建棟数	集合建棟数	戸 数	
人事課長		1	5	
県立大学事務局長	19	16	223	
太平療育園長		1	10	
生物資源総合開発利用センター所長	5		5	
果樹試験場長	3		3	
畜産試験場長	4		4	
仙北平野土地改良事務所長	7		7	
水産振興センター所長		2	6	
ダム管理事務所長(8)	30		30	
計1課15所	68	20	293	
合 計	5課84所15署	371	137	2056

今回の監査対象から除外した公舎数は、出納局長所管の県外所在公舎46戸、警察本部長所管の待機宿舎745戸で、監査対象公舎数との総計は2847戸となる。

別表2 用途別内訳

公 舎 管 理 者 等	戸 数	区 分 (戸)		用 途 (戸)			摘 要
		福利厚生	業務用	世 帯	単身者	合宿所	
出 納 局 長	957	957		709	248		
総 務 部 長	203	203			203		独身寮1室を1戸に換算
教 育 長	273	273		273			
警 察 本 部 長	330		330	330			
そ の 他 管 理 者	293	5	288	266	26	1	
内 訳	人 事 課 長	5	5		5		
	県 立 大 学 事 務 局 長	223		223	212	11	
	太 平 療 育 園 長	10		10	10		
	生 物 資 源 総 合 開 発 利 用 セ ン タ ー 所 長	5		5	5		
	仙北平野土地改良事務所長	7		7	6		1
	水産振興センター所長	6		6	6		
	畜産試験場長	4		4	4		
	果樹試験場長	3		3	3		H12年8月末で解体済
	ダム管理事務所長(8)	30		30	30		
計	2 056	1 438	618	1 578	477	1	

別表3 形態・構造別内訳

公 舎 管 理 者 等	形 態 (戸)			構 造 (戸)			
	1 戸 建	集 合 (棟) ・ 戸 数		R C 造	C B 造	木 造	
出 納 局 長	20	65	937	816	121	20	
総 務 部 長		8	203	203			
教 育 長	241	2	32	32		241	
警 察 本 部 長	42	42	288	288		42	
そ の 他 管 理 者	68	20	225	213	47	33	
内 訳	人 事 課 長		5	5			
	県 立 大 学 事 務 局 長	19	16	204	192	22	9
	太 平 療 育 園 長		1	10	10		
	生 物 資 源 総 合 開 発 利 用 セ ン タ ー 所 長	5					5
	仙北平野土地改良事務所長	7					7
	水産振興センター所長		2	6		6	
	畜産試験場長	4					4
	果樹試験場長	3					3
	ダム管理事務所長(8)	30			6	19	5
計	371	137	1 685	1 552	168	336	

別表 4 面積別内訳

公 舎 管 理 者 等		面 積 [ m <sup>2</sup> ] 別 ( 戸 )								
		20 未 満	20 ~ 30	30 ~ 40	40 ~ 50	50 ~ 60	60 ~ 70	70 ~ 80	80 ~ 90	90 以 上
出 納 局 長			109	107	41	392	4	182	88	34
総 務 部 長		203								
教 育 長			2		117	61	42	41	6	4
警 察 本 部 長				4	34	187	83	21		1
そ の 他 管 理 者		10	18	5	25	9	20	134	68	4
内       記	人 事 課 長		5							
	県 立 大 学 事 務 局 長		8	3			12	132	65	3
	太 平 療 育 園 長	10								
	生 物 資 源 総 合 開 発 利 用 セ ン タ ー 所 長				3	2				
	仙 北 平 野 土 地 改 良 事 務 所 長				3	3			1	
	水 産 振 興 セ ン タ ー 所 長				6					
	畜 産 試 験 場 長					2	1		1	
	果 樹 試 験 場 長			1			2			
	ダ ム 管 理 事 務 所 長 ( 8 )		5	1	13	2	5	2	1	1
計		213	129	116	217	649	149	378	162	43

別表 5 間取り別内訳

公 舎 管 理 者 等		間 取 り 別 ( 戸 )									
		1 K	2K~2DK	2LDK	3K~3DK	3LDK	4 K	4 D K	4 L D K	5K 以 上	
出 納 局 長		235	9	35	511	150	3	1	7	6	
総 務 部 長		203									
教 育 長		2	32		188	1	48	1		1	
警 察 本 部 長			22		300			7		1	
そ の 他 管 理 者		26	15	8	35	202	3	1	1	2	
内       記	人 事 課 長	5									
	県 立 大 学 事 務 局 長	11	12		2	196			1	1	
	太 平 療 育 園 長	10									
	生 物 資 源 総 合 開 発 利 用 セ ン タ ー 所 長		3		2						
	仙 北 平 野 土 地 改 良 事 務 所 長				6					1	
	水 産 振 興 セ ン タ ー 所 長				6						
	畜 産 試 験 場 長				2		1	1			
	果 樹 試 験 場 長			1		2					
	ダ ム 管 理 事 務 所 長 ( 8 )			7	17	4	2				
計		466	78	43	1 034	353	54	10	8	10	

別表6 入居状況別内訳

公舎管理者等		入居状況(戸・%)				入居期間(年)			
		入居	空き	計	入居率	5未満	5~10	10~15	15~20未満
出納局長		818	139	957	85.5	619	153	46	
総務部長		112	91	203	55.2	112			
教育長		200	73	273	73.3	154	39	4	3
警察本部長		283	47	330	85.8	251	32		
その他管理者		211	82	293	72.0	187	9	6	9
内       訳	人事課長		5	5	0.0				
	県立大学事務局長	179	44	223	80.3	165	8	4	2
	太平療育園長		10	10	0.0				
	生物資源総合開発 利用センター所長		5	5	0.0				
	仙北平野土地改良事務所長	7		7	100.0	7			
	水産振興センター所長	3	3	6	50.0	1		2	
	畜産試験場長	1	3	4	25.0				1
	果樹試験場長		3	3	0.0				
	ダム管理事務所長(8)	21	9	30	70.0	14	1		6
計		1,624	432	2,056	79.0	1,323	233	56	12

別表7 設備の状況別内訳

公舎管理者等		汚水処理方法(戸)			入浴設備(戸)		
		下水道浄化槽	汲み取り		ボイラー給湯	風呂釜付き	風呂釜のみ
出納局長		580	269	108	543	414	
総務部長		114	89		203		
教育長		77	1	195	11	79	183
警察本部長		147	153	30	14	91	225
その他管理者		255	5	33	209	71	13
内       訳	人事課長		5			5	
	県立大学事務局長	223			193	30	
	太平療育園長	10			10		
	生物資源総合開発 利用センター所長			5		5	
	仙北平野土地改良事務所長			7		7	
	水産振興センター所長			6			6
	畜産試験場長			4			4
	果樹試験場長			3		3	
	ダム管理事務所長(8)	22		8	6	21	3
計		1,173	517	366	980	655	421



別表 8 過去 3 年間の入居率別内訳

公 舎 管 理 者 等		過 去 3 年 間 の 入 居 率 ( % )		
		平 成 9 年	平 成 10 年	平 成 11 年
出 納 局 長		90.2	90.2	86.4
総 務 部 長		69.5	67.0	65.0
教 育 長		80.5	80.5	76.5
警 察 本 部 長		92.1	88.2	88.5
そ の 他 管 理 者				
内 訳	人 事 課 長	0.0	0.0	0.0
	県 立 大 学 事 務 局 長	93.5	85.1	86.3
	太 平 療 育 園 長	0.0	0.0	0.0
	生 物 資 源 総 合 開 発 利 用 セ ン タ ー 所 長	0.0	0.0	0.0
	仙 北 平 野 土 地 改 良 事 務 所 長	100.0	100.0	100.0
	水 産 振 興 セ ン タ ー 所 長	33.3	33.3	50.0
	畜 産 試 験 場 長	25.0	25.0	25.0
	果 樹 試 験 場 長	0.0	0.0	0.0
	ダ ム 管 理 事 務 所 長 ( 8 )	66.7	52.8	56.7
計		83.9	83.2	80.3

別表 9 建築後経過年数別内訳

公 舎 管 理 者 等		経 過 年 数 別 ( 戸 )				
		5 年 未 満	5 年 ~ 10 年	10 年 ~ 20 年	20 年 ~ 30 年	30 年 以 上
出 納 局 長		258	188	110	223	178
総 務 部 長					203	
教 育 長			3	33	106	131
警 察 本 部 長		38	32	103	133	24
そ の 他 管 理 者		177	8	8	78	22
内 訳	人 事 課 長			5		
	県 立 大 学 事 務 局 長	177	5		41	
	太 平 療 育 園 長				10	
	生 物 資 源 総 合 開 発 利 用 セ ン タ ー 所 長				5	
	仙 北 平 野 土 地 改 良 事 務 所 長				5	2
	水 産 振 興 セ ン タ ー 所 長				6	
	畜 産 試 験 場 長					4
	果 樹 試 験 場 長					3
	ダ ム 管 理 事 務 所 長 ( 8 )		3	3	11	13
計		473	231	254	743	355

別表10 建設年次別内訳

公 舎 管 理 者 等		建 設 年 次 別 (戸)					
		S33年～S35年	S36年～S45年	S46年～S55年	S56年～H2年	H3年～H7年	H8年～H11年
出 納 局 長		2	224	175	142	208	206
総 務 部 長				203			
教 育 長			144	93	33	3	
警 察 本 部 長		2	22	123	111	30	42
そ の 他 管 理 者		3	21	76	8	8	177
内 訳	人 事 課 長				5		
	県 立 大 学 事 務 局 長			41		5	177
	太 平 療 育 園 長			10			
	生 物 資 源 総 合 開 発 利 用 セ ン タ ー 所 長		2	3			
	仙北平野土地改良事務所長		2	5			
	水産振興センター所長			6			
	畜 産 試 験 場 長		4				
	果 樹 試 験 場 長	1	2				
	ダ ム 管 理 事 務 所 長 (8)	2	11	11	3	3	
計		7	411	670	294	249	425

別表11 駐車場の状況別内訳

公 舎 管 理 者 等		駐 車 場 附 設 状 況 (戸)						保 管 場 所 使 用 承 認 (件)	
		全 戸 可			一 部 不 可				
		区 画 済	区 画 無	通 路 等	区 画 済	区 画 無	不 足 数	有	無
出 納 局 長		638	279	13	12		15	95	847
総 務 部 長			104			64	35	5	163
教 育 長		33	128	22		62	28	29	216
警 察 本 部 長		36	221	10		45	18	270	42
そ の 他 管 理 者		177	83	6		6	21	93	179
内 訳	人 事 課 長						5		
	県 立 大 学 事 務 局 長	177	46				10	87	136
	太 平 療 育 園 長								
	生 物 資 源 総 合 開 発 利 用 セ ン タ ー 所 長		5				1		5
	仙北平野土地改良事務所長					6			6
	水産振興センター所長		6						6
	畜 産 試 験 場 長		4						4
	果 樹 試 験 場 長		3						3
	ダ ム 管 理 事 務 所 長 (8)		19	6			5	6	19
計		884	815	51	12	177	117	492	1,447

購読料金 一月三千五百円

発行者 秋田県 秋田市山王四丁目一番一号

印刷者 印刷所

秋田県株式会社 秋田市山王七丁目五番二十九号  
 電話 〇八(862)八七六六 F 〇八(863)〇〇〇五  
 松原印刷